○厚生労働省告示第九十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第五十三条の三において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能検査の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法第五十三条の三において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能検査の方法

一　この告示は、労働安全衛生法第四十一条第二項に定める登録性能検査機関が行う性能検査（以下単に「性能検査」という。）の方法について適用する。

二　この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

イ　ボイラー　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に定めるボイラー

ロ　第一種圧力容器　令第十二条第一項第二号に定める第一種圧力容器

ハ　ボイラー等　ボイラー及び第一種圧力容器

ニ　開放検査周期認定ボイラー等　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）第四十条第一項ただし書又は第七十五条第一項ただし書に基づき所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等

ホ　開放検査　ボイラーにあっては当該ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道の、第一種圧力容器にあっては当該第一種圧力容器の冷却及び掃除をしないで行う検査

ヘ　非開放検査　開放検査周期認定ボイラー等のうち、ボイラーにあっては当該ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道の、第一種圧力容器にあっては当該第一種圧力容器の冷却及び掃除をしないで行う検査

三　性能検査のうち、ボイラー等に係る開放検査及び開放検査周期認定ボイラー等に係る非開放検査は、別表第一の一から第二の二までの左欄に掲げる検査項目について、同表の中欄に掲げる検査の方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

四　性能検査のうち、令第十二条第一項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる特定機械等に係るものは、別表第三から第七までの左欄に掲げる検査項目について、同表の中欄に掲げる検査の方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

別表第一の一　ボイラーの開放検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1　本体の検査	1.1から1.4までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、水圧等による漏れ試験及び保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1　本体の割れ及び漏れ	(1)　本体内外部等について、割れの有無及び割れの状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 (2)　割れの存在が疑われる場合は、必要に応じて非破壊検査により確認する。	耐圧部分に割れがなく、ボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号。以下この表及び次の表において「構造規格」という。）第1編第2章、第47条及び第91条の規定に適合していること。
1.2　本体の腐食及び摩耗	(1)　本体内外部等について、腐食、摩耗、ゲルーピング等の状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 (2)　腐食等による著しい減肉が見られる場合は、超音波厚さ計等により厚さを確認する。	構造規格第1編第2章及び第91条の規定に適合していること。
1.3　本体のライナー、スリーブ及びはがれ	ボイラーの高温となる部分について、ライナー、スリーブ及びはがれの状態を目視等により確認する。	構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
1.4　本体の過熱、膨出及び変形	火炎又は燃焼ガスに接触する胴底部の過熱等による膨出、炉筒又は火室の変形並びに水管又は煙管の膨出及びわん曲の有無を目視等により確認する。	胴底部の過熱等による著しい膨出、変形等、炉筒又は火室の変形並びに水管又は煙管の著しい膨出及びわん曲がなく、構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
2　燃焼装置	燃焼装置について、燃焼室、炉壁及びバーナタイルの損傷の有無、バーナ又は点火装置の破損及び変形の有無、火格子又はストーカの損傷の有無並びに空気調節機構の破損、曲がり等の有無を目視等により確認する。	改修が必要な損傷等がないこと。
3　附属品及び附属装置	3.1から3.6までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。各検査において、附属品の分解整備が適切に行われているか確認するとともに、安全弁その他の附属品及び附属装置について、機能の異常につながる損傷、損耗及び劣化がないことを目視等により確認する。	
3.1　安全弁、逃がし弁及び逃がし管	安全弁等について、損耗、腐食その他の異常の有無及び調整の適否等を目視等により確認する。	構造規格第62条から第65条まで、第94条及び第95条並びにボイラー則第28条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項の規定に適合していること。
3.2　圧力計、水高計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第66条から第68条まで及び第96条並びにボイラー則第28条第1項第4号及び第5号の規定に適合していること。